

# 保健だより 臨時号

令和5年5月2日  
都立八王子西特別支援学校  
校長 坂口 しおり  
保健室 榑野・野間

日頃より本校の学校保健に御理解・御協力いただきありがとうございます。

さて、5月8日より新型コロナウイルス感染症の位置づけが変更となることに伴い、学校での対応の変更についてお知らせいたします。

主な変更点・対応は以下のとおりです。

## ①感染症法上の位置づけ

第5類感染症（インフルエンザと同等）

## ②学校において予防すべき感染症の分類

第2種感染症（インフルエンザと同等）

## ③発症した場合について

出席停止期間は、「発症した後5日を経過し、かつ、症状が軽快した後1日を経過するまで」  
出席停止解除後、治癒連絡票を御提出ください。

	発症日	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	6日目	7日目	8日目
発症後 1日目に軽快 した場合	発症 出席停止	軽快	軽快後 1日目				登校可能		
発症後 4日目に軽快 した場合	発症 出席停止				軽快	軽快後 1日目	登校可能		
発症後 5日目に軽快 した場合	発症 出席停止					軽快	軽快後 1日目	登校可能	

## ④学校生活での配慮事項

- ・発熱や咽頭痛、咳等の普段と異なる症状がある場合には、自宅で休養することが大切です。無理をしての登校することは御遠慮ください。
- ・出席停止解除後、発症から10日経過するまではマスク着用をおすすめします。
- ・新型コロナウイルス感染症の感染が確認されていない者については、特に出席停止の対象とはいたしません。

※なお、御不明点等ございましたら、保健室まで御連絡ください。

<連絡先>

都立八王子西特別支援学校  
保健室 榑野・野間  
電話 042-666-5600